



## <お知らせ>



### 在園児の兄・姉が 愛光幼稚舎に在園している保護者様へ



**在園児の兄・姉(満3歳以上)が、愛光幼稚舎に在園している方は、  
在園証明書(愛光幼稚舎)の提出により、  
認可保育所等の在園児の保育料が軽減される場合があります。  
その場合、兄・姉が3歳になった月の翌月から軽減されます。**



※愛光幼稚舎が幼稚園に移行したことに伴い、当園に在園しているお子さまの兄・姉が満3歳以上で、愛光幼稚舎に在園しているご世帯は、兄・姉が3歳になった月の翌月から保育料が軽減される場合があります。保育料軽減にあたり、在園証明書が必要となりますので、愛光幼稚舎で発行していただき、在籍園または、松山市役所 保育・幼稚園課までご提出ください。



#### 以下に該当する兄・姉が対象です。

- 愛光幼稚舎に在園している。
- 満3歳以上
  - ※7し保育は対象外
  - ※3歳になった月の翌月から保育料が軽減されます。



~~~~~【問い合わせ】~~~~~

松山市役所 保育・幼稚園課

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 別館2階

電話番号：089-948-6882・6951

